

平成24年度 軽自動車税の減免申請の受付について

軽自動車税には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の方に対する減免制度があります。ただし、申請者の要件には細かな規定があり、減免が受けられない場合もございますので、詳しい内容につきましてはお問い合わせください。

対象車両

◎平成24年4月1日時点で、自動車検査証上の所有者が障がい者の方本人の軽自動車

- ◎身体障がい者が18歳未満の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
- ◎精神障がい者・知的障がい者の場合で、生計同一者の所有する軽自動車
- ◎障がい者のみの世帯で構成される為に、障がい者の常時介護者が使用する軽自動車

※減免を受けることができるのは、手帳を持つ人1人につき、普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台のみです。

持ち物

- ◎減免申請書(税務課および旧支所の地域市民センターに備え付け)
 - ◎障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか該当するもの)
 - ◎主に運転する人の運転免許証
 - ◎該当車両の車検証
 - ◎印鑑(本人のもの)
 - ◎軽自動車税納税通知書(届いている場合のみ)
- ※「生計同一及び常時介護者」の場合は上記以外に別途書類が必要になります。

申請期間

平成24年4月2日(月)～5月24日(木)

※減免決定までに時間を要するため、申請されても一旦お支払いいただく場合がありますので、できるだけ4月中に申請してください。

※申請期間を過ぎると受付できません。

申請先

税務課および旧支所の各地域市民センター

問い合わせ 税務課 市民税係
☎65-0679 ☎63-4574

「1人1人の風邪」 ひびいていませんか？

「1人1人の風邪」とも言われるうつ病は、子どもから高齢者まで世代を問わずに発症する病気です。およそ10～15人に1人は生涯の内につつ病を経験すると考えられており、誰もがかかる可能性のある病気です。放っておいて治るものではありません。必ず治療が必要な病気です。

うつ病は放っておくと自殺に至ってしまう危険性もあるため、みんなで気づき声をかけあっていくことが大切です。うつ病で特にからだに現れる分かりやすい3つの症状を、3つの「い」としてまとめます。

〈うつの症状〉

☆身体症状として

- ①眠れない
- ②食べられない
- ③疲れやすい

3つの「い」は注意が必要

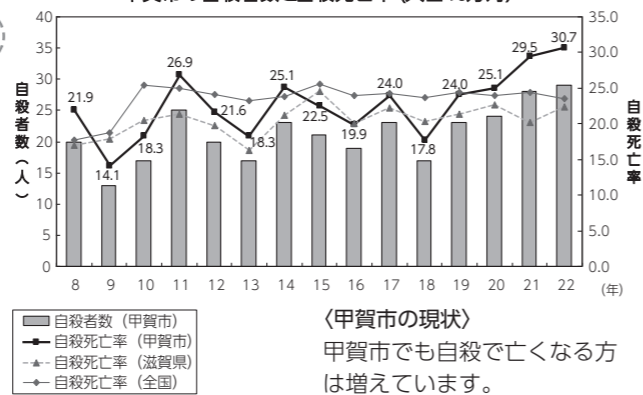
これらが2週間以上続く場合には専門医の受診をお勧めします。

また、自分では気がつかないで、周りにいる家族や職

場の人が「以前との変化」に気づき、必要な時は相談機関(下記掲載)や専門医(またはかかりつけ医)へつないでください。

日本では、平成10年から毎年3万人以上の人が自殺によって亡くなっており、大きな社会問題となっています。このような現状から国は社会全体で自殺対策の取り組みを行っており、当市でも同様に取り組むを行ってまいります。

甲賀市の自殺者数と自殺死亡率(人口10万対)



〈甲賀市の現状〉
甲賀市でも自殺で亡くなる方は増えています。

問い合わせ 健康推進課 ☎65-0703 ☎63-4591

こころやからだの不調の相談

※まずはお電話ください。

受付時間：平日 8時30分～17時15分

〈保健師による個別相談〉

健康推進課 ☎65-0703
長寿福祉課地域支援係 ☎65-0699

〈医師・保健師による個別相談〉

滋賀県甲賀保健所 ☎63-6148

〈こころの健康相談〉

県立精神保健福祉センター ☎077-567-5010

こころの悩み相談

滋賀いのちの電話 ☎077-553-7387
受付時間：金・土・日 10時～22時

ひとりで悩まないで、誰かに相談してください。解決するかもしれません。

1人1人の風邪

甲賀市指定ごみ袋の 取り出し方法が変わります

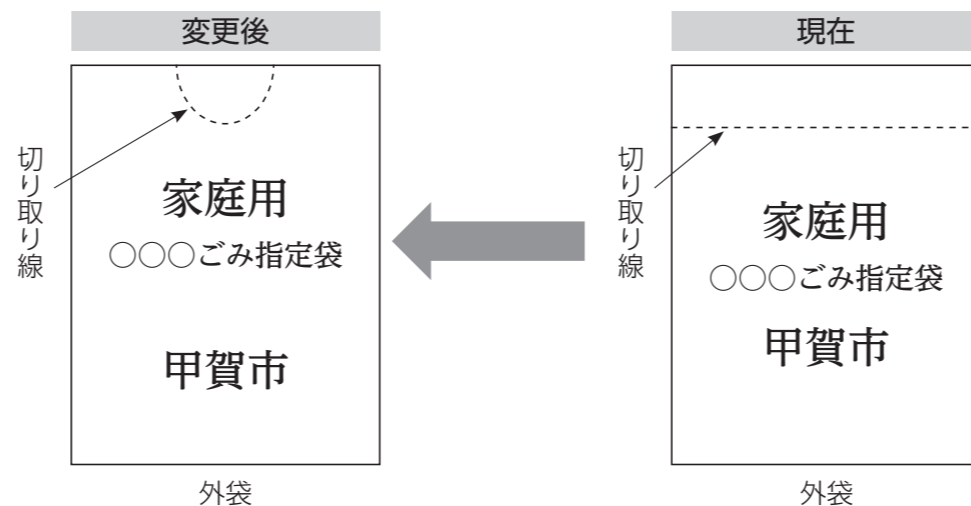
市では、現在、可燃指定ごみ袋(大・小)、廃プラスチック専用指定ごみ袋(大・小)の4種類を販売しています。それぞれ、10枚を1袋として外袋に入れ、上部切り取り線より取り出す方法になっていますが、以前から、一枚ずつ取り出すようにして欲しいとの声をいただいていた。

そういった声にお応えして、平成24年4月以降生産分の指定ごみ袋から、取り出し方法を変更することになりました。変更後は、外袋上部の一部分を丸く切り取り、一枚ずつ取り出すようになります。現在の在庫が販売完了後、随時新しいものを販売していく予定です。

なお、ごみ袋の仕様、形状および価格には変更ありませんので、現在までの販売分も引き続きご使用いただけます。

販売店舗は、市のホームページまたはお電話でご確認ください。

指定ごみ袋の取り出し方法



土山地域の ペットボトル・発泡スチロール 収集日が変わります

平成24年4月から、土山町の地域で家庭から出るペットボトル・発泡スチロールの収集日が次のとおり変わります。

- ◇鮎河・山内学区 第1木曜日
- ◇土山学区 第2木曜日
- ◇大野学区 第3木曜日

ペットボトルは貴重な資源です。捨てる時は、キャップとラベルを取り除いて、中身を出し、水洗いしてから集積所に備え付けの専用網袋に入れていただきますようお願いいたします。

なお、その他の品目は今までどおりです。詳しくは、3月中旬に新聞折込等で配布します甲賀市ごみカレンダーをご覧ください。

生活環境課 廃棄物対策係

☎65-0690 ☎63-4582